

## I. 研究者としての心得

### 1. 研究者として遵守すべき規範

- 1) 日本工学会技術倫理協議会 研究と研究発表・投稿に関する倫理の第1歩  
([www.jsme.or.jp/eec/ethics-rule-firststep.doc](http://www.jsme.or.jp/eec/ethics-rule-firststep.doc))
  - 2) 日本学会協議 科学者の行動規範  
(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-s3.pdf>)
  - 3) ヘルシンキ宣言  
人間を対象とする医学研究の倫理的原則  
(2013年(平成25年)10月 WMA フォルタレゼ総会(ブラジル)で修正)  
(<http://www.med.or.jp/wma/helsinki.html>)
  - 4) The Belmont Report  
Ethical Principles and Guidelines for the Protection of Human Subjects of Research  
(<http://www.hhs.gov/ohrp/humansubjects/guidance/belmont.html>)  
(和訳: <http://homepage3.nifty.com/cont/28-3/p559-68.html>)
  - 5) 日本の省庁が定める倫理指針等  
厚生労働省 医学研究に関する指針  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyoyu/i-kenkyu/index.html>)
- ① 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(2014年(平成26年)制定)
  - ② ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(2014年(平成26年)一部改正)
  - ③ 遺伝子治療臨床研究に関する指針(2014年(平成26年)一部改正)
  - ④ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方  
(1998年(平成10年)厚生科学審議会答申)
  - ⑤ 厚生労働省の所轄する実施期間における動物実験棟の実施  
(2015年(平成27年)一部改正)
  - ⑥ 異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針  
(2003年(平成15年)一部改正)
  - ⑦ ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針(2010年(平成22年)制定)  
厚生労働省 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(関係法令等)  
([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoyu/saisei\\_iryoyu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoyu/saisei_iryoyu/))
  - ⑧ 再生医療等の安全性の確保に関する法律(2014年(平成26年)施行)  
厚生労働省 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071398.html>)
  - ⑨ 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン  
(2015年(平成27年)制定)

## II. 動物実験に関する指針

環境省 動物の愛護と適切な管理 法令・基準等

([https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/rule.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html))

- 1) 動物の愛護および管理に関する法律 (2014年(平成26年)改正)
- 2) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準 (2013年(平成25年)改正)
- 3) 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針  
(2013年(平成25年)改正)

日本学術会議

- 4) 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン (2006年(平成18年)策定)  
CIOMS (国際医学団体協議会)
- 5) 医学生物領域の実験動物に関する国際原則 (2012年(平成24年))